



坂出市教育委員会教育委員の選任

1 趣 旨 教育委員会委員 高尾正彦氏および中橋孝彦氏の任期が平成 28 年 9 月 28 日で任期満了となり、後任の委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により坂出市議会 9 月定例会に議案を提出し、同意が得られましたので、高尾正彦氏および中橋孝彦氏が教育委員会委員に再任されました。なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第 4 条の規定に基づき、任期は以下のとおりとなります。

2 概 要

1. 任命された委員

氏 名	たかお まさひこ 高尾 正彦 (75 歳)
任 期	平成 28 年 9 月 29 日～平成 32 年 9 月 28 日

氏 名	なかはし たかひこ 中橋 孝彦 (49 歳)
任 期	平成 28 年 9 月 29 日～平成 29 年 9 月 28 日

2. 平成 28 年 9 月 29 日以降の教育委員会構成

教 育 長	國重 英二 (くにしげ えいじ)
委 員	齊藤 恵子 (さいとう けいこ)
委 員	高尾 正彦 (たかお まさひこ)
委 員	中橋 孝彦 (なかはし たかひこ)
委 員	小川 幸彦 (おがわ ゆきひこ)

【担当課】

坂出市教育委員会 教育総務課

担当者 香川 浩基

TEL 0877-44- 5026 (内線 520)

FAX 0877-44- 4566





地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）抜粋

（任命）

第 4 条 第 1 項 省略

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

- 一 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に 1 を加えた数の 2 分の 1 以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

（以下省略）

（任期）

第 5 条 教育長の任期は 3 年とし、委員の任期は 4 年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 附則 抜粋

（新たに任命される委員の任期の特例）

第 4 条 施行日から 4 年を経過するまでの間に任命される委員の任期は、新法第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、当該委員の任期の満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、1 年以上 4 年以内で当該地方公共団体の長が定めるものとする。

